

## 生活基盤(故郷)喪失・変容による精神的損害に関連する慰謝料事例

番号	判例	事案	区域	判決概要	慰謝料総額=過酷避難状況+避難継続+生活基盤喪失・変容
1	仙台高裁判決 【仙台高裁いわき】 令和2年3月12日	原発事故及びこれに伴う避難指示等により生じた精神的損害等の賠償を求めた事案	帰還困難区域	「帰還困難区域については、事故後8年以上経っても帰還の目的が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目的が立たず、実際には、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失による慰謝料として、 <b>600万円</b> を認めるのが相当である。」	1600万円=150万円+850万円+600万円
			居住制限区域	「居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというのではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、 <b>100万円</b> を認めるのが相当である。」	1100万円=150万円+850万円+100万円
			避難指示解除準備区域	「居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというのではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、 <b>100万円</b> を認めるのが相当である。」	1100万円=150万円+850万円+100万円
			緊急時避難準備区域	避難生活の継続による慰謝料について「緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするに相当な期間(1年)を経た平成24年8月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から18か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。」とし、故郷の喪失又は変容による慰謝料について「緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際には、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、 <b>50万円</b> を認めるのが相当である。」としている。	300万円=70万円+180万円+50万円
			特定避難勧奨地点	該当なし	該当なし
2	東京高裁判決 【東京高裁小高】 令和2年3月17日	同上	帰還困難区域	該当なし	該当なし
			居住制限区域	生活基盤変容に基づく慰謝料について、「精神的苦痛の程度は、その性質上、避難慰謝料よりも各人の感じ方や生活状況等の個別事情による差異が大きく、一審原告らが求めるものが本訴提起時原告ら全員に共通する損害に対する慰謝料である以上、慰謝料額の算定に当たっては、前記4(3)で述べた住民同士の親密な人間関係、コミュニティ、伝統の継承等の利益等の個別事情を考慮外とするほか、前記4(5)で述べた本訴提起時原告らに共通して認められる事情、すなわち、避難指示等により地域全体の住民が従前の生活の本拠を離れることを強いられた5年4か月にわたって帰還できなかったことにより、I区の住民であれば誰もが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を認定し、これを賠償するに足りる慰謝料額を算定する必要がある。」	950万円=0円+850万円+100万円
			避難指示解除準備区域	「原告らの本件生活基盤変容に基づく慰謝料は、帰還困難地域と異なり従前の生活の本拠地(旧住所地)への帰還自体は可能であることを考慮すべきであり、上記金額から相当程度減額されたものとなることはやむを得ないというべきである。」 「本件生活基盤変容によって本訴提起時原告らに生じた共通の損害に対する慰謝料額としては、 <b>100万円</b> をもって相当と認める。」	950万円=0円+850万円+100万円
			緊急時避難準備区域	該当なし	該当なし
			特定避難勧奨地点	該当なし	該当なし

3	仙台高裁判決 【仙台高裁生業】 令和2年9月30日	同上	帰還困難区域	帰還困難区域については「一個人の人生のスパンで見ればほぼ不可逆的に「生存と人格形成の基盤」を破壊・毀損されたというべきであって、その損害は非常に重大である」として <b>600万円</b> と評価すべきとしている。	1600万円＝150万円＋850万円＋600万円
			居住制限区域	居住制限区域については「帰還困難区域等よりはその程度が低いとはいえるものの、本件事故から9年を経ようとする今もなお様々な社会インフラ等の状況は本件事故前の状態とは程遠く、帰還率も上がっていない状況であると認められ、一個人の人生のスパンで見れば、「生存と人格形成の基盤」を相当程度破壊・毀損されたというべきである」として <b>150万円</b> と評価すべきとしている。	1150万円＝150万円＋850万円＋150万円
			避難指示解除準備区域	避難指示解除準備区域については「帰還困難区域等よりはその程度が低いとはいえるものの、本件事故から9年を経ようとする今もなお様々な社会インフラ等は本件事故前の状態までには復帰しておらず、帰還率も上がっていない状況であることなどに鑑みて、「生存と人格形成の基盤」を一個人の人生のスパンで見れば相当程度破壊・毀損されたというべきである」として <b>100万円</b> と評価すべきとしている。	1100万円＝150万円＋850万円＋100万円
			緊急時避難準備区域	緊急時避難準備区域については、「旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。」とあり、原告が請求していないので判断していない。  緊急時避難準備区域の原告らについて、「生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ避難の継続を余儀なくされたのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、仮に実際には避難しなかったとしても、実質的に避難を余儀なくされるような状況下に置かれたことに変わりはないから、避難した者と同額の損害を負ったというべきである。また、設定が解除される前に死亡した者についても、前示のとおり、本件は本件事故という一回的行為により全ての損害がその時点で発生している事案とみるべきであるから…、損害額は他の者と同額と評価すべきである。)。以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に強制的に転居させられた点については100万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては帰還困難区域と同額である月額10万円(避難の有無を問わない。)と評価すべきである。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。」としている。	280万円＝100万円＋180万円＋0円(※) ※左記のとおり、原告がふるさと喪失を請求していないので肯定的判断も否定的判断もしていない
		特定避難奨励地点	特定避難奨励地点については、「旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。」とあり、原告が請求していないので判断していない。  特定避難奨励地点の原告らについて、「生活の本拠であった旧居住地から実質的に避難を余儀なくされ、避難の継続を余儀なくされたのであるから、一審原告らが平穩生活権を侵害されたことは明らかであり、賠償に値する精神的苦痛を被ったものと認められる(なお、仮に実際には避難しなかったとしても、実質的に避難を余儀なくされるような状況下に置かれたことに変わりはないから、避難した者と同額の損害を負ったと解すべきである。また、解除前に死亡した者についても、本件は本件事故という一回的行為により全ての損害がその時点で発生している事案とみるべきであるから(前記3(2)イ(ウ))、損害額は他の者と同額と評価すべきである。)。以上を前提に、平穩生活権侵害に基づく慰謝料の額を算定すると、その額は、①実質的に強制的に転居させられた点については50万円、②避難生活の継続を余儀なくされたことについては帰還困難区域等と同額である月額10万円と評価すべきである(避難の有無を問わない。)。なお、旧居住地が帰還困難区域等、旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域以外の一審原告らは、「ふるさと喪失」損害を主張していない。」としている。	540万円＝50万円＋490万円(H24.12解除250万円)＋0万円(※) ※左記のとおり、原告がふるさと喪失を請求していないので肯定的判断も否定的判断もしていない	

4	東京高裁判決 【東京高裁前橋】 令和3年1月21日	同上	帰還困難区域	<p>故郷喪失ないし変容による慰謝料を別算定せず。 もともと、事故前住居地と原告の関係に関する事実関係を詳細に認定している。</p> <p>「帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住していた住民は、一審被告国の指示を受けて避難元住居から退避したものであるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があることは明らかである。南相馬市は、平成23年3月16日に独自の判断で、市民に対し一時避難を要請し、同年4月22日に帰宅を許容する見解を示しているところ、南相馬市の上記要請に従った避難についても同様に解するのが相当である。」と認定している。</p> <p>個別原告に対する判断の例として、「家族番号30に属する一審原告らの自宅のある地域は、帰還困難区域であり、同一審原告らは、一審被告国の避難指示により避難を余儀なくされ、避難生活を継続したものであるから、同一審原告らの避難と本件事故との間には相当因果関係があり、同一審原告らは、本件事故により平穩生活権を侵害されたことにより、精神的苦痛を被ったものと認められる。」「家族番号30に属する一審原告らは、一審被告国の避難指示により避難を余儀なくされ、自宅のある地域が帰還困難区域に指定されたことから現在も帰還できない状態にあること、同一審原告らは、避難により平日は原告番号79の仕事の関係で別居して生活し、週末しか同居できない二重生活を強いられていること、本件事故から相当期間が経過し、地域のコミュニティや交友関係の変容が不可避であること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、原告番号79及び80につき各1500万円と認めるのが相当である。」としている。</p>	1500万円
			居住制限区域	<p>故郷喪失ないし変容による慰謝料を別算定せず。 もともと、事故前住居地と原告の関係に関する事実関係を詳細に認定している。</p> <p>「帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住していた住民は、一審被告国の指示を受けて避難元住居から退避したものであるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があることは明らかである。南相馬市は、平成23年3月16日に独自の判断で、市民に対し一時避難を要請し、同年4月22日に帰宅を許容する見解を示しているところ、南相馬市の上記要請に従った避難についても同様に解するのが相当である。」と認定している。</p> <p>個別原告に対する判断として、「家族番号33に属する一審原告らの住居のある地域は、いずれも居住制限区域内にあり、同一審原告らは、一審被告国の避難指示により避難を開始し、避難生活を継続したものであるから、同一審原告らの避難と本件事故との間には相当因果関係があり、同一審原告らは、本件事故により平穩生活権を侵害されたことにより、精神的苦痛を被ったものと認められる。」「家族番号33に属する一審原告らは、一審被告国の避難指示により避難を余儀なくされ、居住制限区域に指定されたことから避難を継続したこと、同一審原告らは、平成23年3月24日に群馬県内の借上住宅に落ち着くまで避難先が定まらず転々としたこと、原告番号91及び92は、昭和62年に立ち上げた豆腐等製造業を避難により断念することとなったこと、本件事故から相当期間が経過し、地域のコミュニティや交友関係の変容が不可避であること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、原告番号91ないし93につき各1200万円と認めるのが相当である。」としている。</p>	1200万円
			避難指示解除準備区域	<p>故郷喪失ないし変容による慰謝料を別算定せず。 もともと、事故前住居地と原告の関係に関する事実関係を詳細に認定している。</p> <p>「帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住していた住民は、一審被告国の指示を受けて避難元住居から退避したものであるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があることは明らかである。南相馬市は、平成23年3月16日に独自の判断で、市民に対し一時避難を要請し、同年4月22日に帰宅を許容する見解を示しているところ、南相馬市の上記要請に従った避難についても同様に解するのが相当である。」と認定している。</p> <p>個別原告に対する判断の例として、「原告番号113の自宅のある地域は、避難指示解除準備区域内にあり、同一審原告は、一審被告国の避難指示により避難を開始し、避難生活を継続したものであるから、同一審原告の避難と本件事故との間には相当因果関係があり、同一審原告は、本件事故により平穩生活権を侵害されたことにより、精神的苦痛を被ったものと認められる。」「原告番号113は、一審被告国の避難指示により避難を開始し、避難指示解除準備区域に指定されたことにより避難を継続したこと、避難生活は、15名が雑魚寝する状態で共同生活を送るという過酷なものであったこと、その後、家族が何か所かに分かれて暮らすことになり、家族番号113は、一人で群馬県で生活することになったこと、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、1100万円と認めるのが相当である。」としている。</p>	1100万円

4	東京高裁判決 【東京高裁前橋】 令和3年1月21日 (続き)	同上	緊急時避難準備区域	<p>故郷喪失ないし変容による慰謝料を別算定せず。 もつとも、事故前住居地と原告の関係に関する事実関係を詳細に認定している。</p> <p>緊急時避難準備区域からの避難について、「政府は、平成23年4月22日、屋内退避指示を解除し、広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、本件原発から半径20km圏内を除く区域を緊急時避難準備区域に指定したところ、緊急時避難準備区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して「緊急時の避難」又は「屋内退避」が可能な準備をするよう指示した区域であり、当該区域内の住民は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、当該区域においては引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにすること、当該区域においては保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とすること、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくことが求められた。当該区域は、年間積算線量が20mSvを下回ることから計画的避難区域に指定されなかった地域であり、同区域からの退避が強制的に指示されたものではないが、上記指示内容によれば、同区域では、引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにするとともに、保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とされることなどが求められているのであるから、同区域から避難することについて合理性があるというべきである。したがって、少なくとも同区域の指定が解除された平成23年9月30日までの避難については本件事故と同区域からの避難との間に相当因果関係があると認められる。」と認定している。</p> <p>個別原告に対する判断の例として、「家族番号41に属する一審原告らの自宅は、本件原発から20キロメートル圏内の境界付近にあり、同年4月22日に緊急時避難準備区域に指定された地域にある。緊急時避難準備区域は、強制的に退避を求められる地域ではないが、同区域では、引き続き任意の避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は同区域に入らないようにするとともに、保育所、幼稚園、小中学校及び高校は休所、休園又は休校とすることなどが求められているから、少なくとも同区域の指定が解除された平成23年9月30日までの避難開始については本件事故との間に相当因果関係があると認められる…。したがって、家族番号41に属する一審原告らが本件事故直後の同月12日に避難を開始したことには合理性が認められ、同一審原告らの避難と本件事故との間には相当因果関係があり、同一審原告らは、本件事故により平穏生活権を侵害されたことにより、精神的苦痛を被ったものと認められる。一審被告東電は、帰還可能な時点から相当期間経過後においても避難を継続した場合には、慰謝料請求権を基礎づける具体的な権利侵害が客観的に継続しているとは認められないと主張する。確かに、平成23年9月30日には同区域の指定が解除されているところであるが、避難により生じた家族番号41に属する一審原告らの精神的損害が緊急時避難準備区域の指定の解除により当然に回復されるものではないから、一審被告東電の上記主張は慰謝料額を算定する際の考慮要素にとどまらなければならないというべきである。」「家族番号41に属する一審原告らの自宅は、本件原発から20キロメートル圏内の境界付近にあり、緊急時避難準備区域に指定されたこと、原告番号119と原告番号120らは、原告番号119が川内村役場の職員であったことから、避難により家族離ればなれの生活を強いられたこと、原告番号121及び122は、一般に放射線への感受性が高いとされている年少者であること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、原告番号119及び120につき各280万円、原告番号121及び122につき各300万円と認めるのが相当である。」としている。</p>	260~300万円
			特定避難勧奨地点	<p>故郷喪失ないし変容による慰謝料を別算定せず。 もつとも、事故前住居地と原告の関係に関する事実関係を詳細に認定している。</p> <p>特定避難勧奨地点からの避難について「特定避難勧奨地点は、積算線量推計の結果、計画的避難区域外である伊達市等において年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりすることはしないものの、放射線の影響を受けやすい妊婦や子供のいる家庭に対して注意喚起、避難の支援や促進を行うものである。したがって、一審被告国によって強制的に避難が指示されるものではないが、年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点であるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があるというべきである。」と認定している。</p> <p>個別の原告に対する判断として、「原告番号73は、南相馬市の指示により避難を開始し、自宅の所在地は、平成23年7月22日に一審被告国により特定避難勧奨地点に指定されたことにより避難を継続したものであるから、原告番号73の避難と本件事故の間には相当因果関係があり、原告番号73は、本件事故により平穏生活権を侵害されたことにより、精神的苦痛を被ったものと認められる。」「原告番号73は、自宅の所在地が特定避難勧奨地点に指定されたため避難を余儀なくされたこと、原告番号73は、定年退職後、多額の費用をかけて、農業等を行い自給自足の生活をするための終の棲家として自宅や田畑を購入したにもかかわらず、上記構想が果たせなくなったこと、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、慰謝料額は、580万円と認めるのが相当である。」としている。</p>	580万円

5	東京高裁判決【東京高裁千葉】令和3年2月19日	同上	帰還困難区域	帰還困難区域については「元の居住地への帰還を断念せざるを得ない状況になっており、将来の生活について自由に選択して意思決定をする余地は著しく狭まっているとすることができるのであって、その精神的損害は大きいと認められる。もっとも、慣れ親しんだ生活環境を享受することができなくなることによる精神的損害は、本件事故前の居住地での居住期間、地域社会との関わり合い等の個別の事情によって、その大きさが異なるといえるから、具体的な賠償額を定めるに当たってはそのような個別の事情を考慮する」として <b>700万円～1000万円</b> の範囲で認容している。	1550～1850万円＝0円＋850万円＋700～1000万円
			居住制限区域	居住制限区域及び避難指示解除準備区域については「仮に帰還したとしても、慣れ親しんだ生活環境を享受することはできなくなっていると認められる。また、そのことによって、帰還に向けての意欲が自ずから減じることとなり、将来の生活についての選択の余地が狭まっているとすることができる。これらの事情を考慮すると、これらの区域からの避難者についても、相応の精神的損害を認めることができる」として、 <b>50万円～400万円</b> の範囲で認容している。	1150～1200万円＝0円＋850万円＋300～350万円
			避難指示解除準備区域		900～1250万円＝0円＋850万円＋50～400万円
			緊急時避難準備区域	その他の区域については「本件事故前の居住地が避難指示等の対象となっていた期間が短く、あるいは避難指示等の対象となっていなかったことから、上記3区域に比較すると、「元の居住地周辺の地域から多数の住民が相当長期にわたって避難したという実態が必ずしも認められず、元の居住地の生活環境の変容の度合いは小さいと考えられる。したがって、避難生活に伴う精神的損害以外の精神的損害に対する賠償が認められるか否か、また、これが認められるとした場合の賠償額は、各避難者に係る個別の事情を勘案して決すべき」としており、「広野町は、平成23年4月22日、緊急時避難準備区域内に設定され、住民の多くが避難し、同年9月30日に緊急時避難準備区域が解除されたものの、平成27年5月31日時点においても全住民の半数以上が帰還していない状況にある。このような状況に鑑みれば、上記解除後であっても、原告番号14らが相当長期にわたって広野町に帰還することができないと感じ、帰還を断念したとしてもやむを得ないところがあり、そのことによる精神的苦痛は本件事故と相当因果関係があるといふべきである。そこで、本件に現れた一切の事情を考慮して、原告番号14らの上記精神的苦痛に対する慰謝料は、各 <b>50万円</b> を相当と認める。」としている。	230～265万円＝0円＋230～265万円＋50万円
		特定避難勧奨地点	該当なし	該当なし	
6	高松高裁判決【高松高裁松山】令和3年9月29日	同上	帰還困難区域	該当なし	該当なし
			居住制限区域	該当なし	該当なし
			避難指示解除準備区域	避難指示解除準備区域について「避難指示自体は解除されたものの…現時点でもなお社会インフラが本件事故前の状態までは復帰しておらず、復帰率も上がっていない状況にある。そうすると、上記住民にとっては、避難の開始を余儀なくされたこと、また、その避難を上記のとおり長期間にわたって続けざるを得なくなったことによる精神的苦痛・損害(第1審原告1～4が主張する避難慰謝料)の発生にとどまらず、さらに、第1審原告らが主張する「故郷」(その地域にある生活の本拠(住居)を中心として、家庭、学校、職場をはじめとする地域社会との関わり、地域における自然環境を利用して農業等の生業を営み、地域とのかかわりにおいて生活の糧を取得するなどのために存在する人的、物的基盤)も相当程度に喪失したものと認めるのであり、このような包括的生活利益の侵害は上記住民にとって極めて深刻な事態であって、人格的利益そのものに対する極めて深刻な侵害に当たると認めるのが相当」として、 <b>100万円</b> を認容している。	1320万円＝200万円＋1020万円＋100万円
			緊急時避難準備区域	緊急時避難準備区域について「本件事故から半年程度後に緊急時避難準備区域の指定は解除されており、旧避難指示解除準備区域のように長期間にわたって避難指示が解除されなかった状況はない。加えて、旧緊急時避難準備区域の住民に対しては、政府から自主避難が推奨されていたものの、同区域への立入りに制限はなく、居住も許されており、避難しなかった住民も少なくなかったものである。現に、南相馬市c区については、本件事故当時との比較で、平成24年11月22日時点の居住者数が約26%の減少にとどまっており、b村についても平成27年7月1日時点で避難者数が約36%であることなどに照らすと、旧緊急時避難準備区域について、「故郷」に不可欠な人的、物的基盤が喪失し、人々の生活を成立させている共同性が失われているといった状況にあるとまではいえないから、同区域に居住していた住民について、故郷喪失慰謝料の発生は認められないといふべき」として <b>故郷喪失慰謝料を認めなかった。</b>	366万円＝150万円＋216万円＋0円
		特定避難勧奨地点	該当なし	該当なし	

原告が自主的避難等対象区域の居住者のみである仙台高裁判決【仙台高裁中通り】を除く。

判決の出典は、①裁判所のwebサイト「裁判例検索」②第一法規(株)の法情報総合データベース「D1-Law.com」の「判例体系」のいずれかであり、詳細は以下のとおりである。

R2.3.12 仙台高裁判決【仙台高裁いわき】:②、R2.3.17 東京高裁判決【東京高裁小高】:①、R2.9.30仙台高裁判決【仙台高裁生業】:①、R3.1.21 東京高裁判決【東京高裁前橋】:①、R3.2.19 東京高裁判決【東京高裁千葉】:①、R3.9.29 高松高裁判決【高松高裁松山】:①